

質 疑 通 告

委員会 : 法務委員会

日時 : 2014年6月17日火曜日 14:20~15:00 (40分)

案件 : 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

質疑要旨	要求答弁者
I 児童ポルノの定義と名称	
1 法律の目的	発議者
2 児童ポルノの定義	発議者
3 3号ポルノに該当するコスプレ写真に違法性があるか	発議者・法務大臣
4 興奮の主体について	発議者・法務大臣
5 本法の法益について	発議者
6 児童ポルノという呼称が性的搾取を矮小化しているとのICPO指摘	発議者・警察庁生活安全局長
7 名称を「子どもの性虐待の記録」等へ改めることについて	発議者
II 単純所持	
8 性的目的以外の単純所持に対する見解	発議者・法務大臣・警察庁生活安全局長
9 事前の廃棄命令	発議者
10 PCにおける所持と削除の基準	発議者・法務大臣・警察庁生活安全局長
III インターネット	
11 ファイル共有ソフトShareに対する取り組み	警察庁生活安全局長
12 オンラインショッピングサービスへの影響、 ※奈良県子ども条例の捜査について(2005.11)含む	発議者・総務副大臣・警察庁生活安全局長
13 オンラインストレージサービスへの影響	発議者・総務副大臣・警察庁生活安全局長
14 インターネットサービスへの捜査権拡大と通信の秘密	発議者・法務大臣・総務副大臣・警察庁生活安全局長
IV マンガ・アニメ	
15 今後の規制の方向性	発議者
16 児童保護に関する施策の検証の取り組み	内閣府副大臣・厚生労働副大臣
17 自主規制への期待	発議者
18 政府内での今後の検討 (名称・法律の統合)	内閣府副大臣・厚生労働副大臣

■レクチャー

日時 : 2014年6月16日 14:00~

場所 : 参議院議員会館708号室

参議院法務委員会質疑

■ 児童ポルノの定義と名称

1 法律の目的

- みんなの党山田太郎です。本日はよろしくお願ひ致します。
- ただいま議題に上がりました「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の改正案について質疑をさせていただきます。
- 本法案は、非常に感心の高い法案です。事前にTwitterやニコ生の番組、HP等で聞いて欲しい内容を直接有権者にお伺いしたところ、短期間で1,200件もの「聞いて欲しい内容」が集まりました。本日は、その中でも有権者の方の興味が高いもの、私が重要だと思う点を中心に質疑させていただきます。
- そういった意味でも、質疑時間が短いので、答弁なさる際は簡潔に、またYESかNOでお伺いしたものはYESかNoでお答え頂くようお願い致します。
- まず、発議者にお伺いしたいと思います。本法律の主要な趣旨、目的について改めて簡潔に教えてください（発議者）
 - 法律の目的は性的被害を受けた児童の保護、あるいは性的被害・性的搾取から児童を守ること

2 児童ポルノの定義

- 今、お伺いしたように本法律案の目的は被害児童の保護にあります。そこで、具体的に本法律で保護される対象、本法律案で定義している児童ポルノの定義についてお伺い致します
- ★ 紙で配っておりますが、本法律で18才未満の児童に対して「性的虐待が実際に行われているが、顔のみを写した動画」「精子を顔にかけられた服を着ている（裸ではない）写真」「服を着ている状態で動物の性器に無理矢理触れさせられている写真」「服の上からロープで縛りムチを使って打たれているSM写真（性器等の強調なし）」「性的虐待中の音声ファイル」については、本法による保護の対象となるのでしょうか。YESかNOでお答えください（発議者）
 - 対象とならないが、他の法律では処罰される可能性がある
- 本法の目的には児童を性的虐待から守るというものがあるはずであるのに、他の法律で処罰される可能性があるというのであれば、本法の意義がそもそもないということになってしまう
- ★ 今あげた事例については、まさに性的虐待の最たるものであると思われませんが、本法律の対象外になってしまうという点についてどのように考えますか（発議者）
 - ？
- ★ また、別の問題もあります。元々は3号ポルノである画像を3号ポルノの要件から外れるようモザイクをかけた場合、その画像は3号ポルノでなくなり、結果的に児童ポルノでなくなる可能性があるとお伺いしていますが、間違いはないでしょうか。（法務省）
 - ものによっては児童ポルノでなくなる

まさに、これはおかしな点です。実際に児童が虐待されているという事実は変わらないのに、モザイクを入れるか入れないかで、それが児童ポルノであるかどうかの判断が変わってしまうのは

本当に本来の目的である児童を守ろうとしているのか、疑わしくなってきます。

- ★ また、CGで作られた児童ポルノについても、実在の児童を模したものであれば児童ポルノに当たりうるとの判断だとお伺いしています。しかしながら、現在ではCGの技術は格段に進歩してきて、出来た成果物が実在する児童をベースに作ったものなのか、架空の児童をベースに作ったものなのかは、その成果物を見ただけで判断することは事実上不可能です。実在する児童をベースに作ったことを証明するためには、他の方法でその児童が実在することを証明しなければ分かりません。ここで警察庁にお伺いしますが、CGを罰する場合は、被写体が実在する児童であることを確認することが必要だと考えますがいかがでしょうか（警察庁）

→ 必要ない？

3 コスプレ

- ・ 現在の児童ポルノ禁止法において、児童ポルノ画像をHP等などにアップロードして広く頒布することは禁止されています。

- ★ そこで法務省に現在の児童ポルノ禁止法についての解釈について、質問をさせていただきます。秋葉原の路上やその他イベント会場等でコスプレをしているケースが広く存在します。そのコスプレーヤーが仮に自らの、いわゆる3号ポルノの要件に当てはまる写真をホームページにアップした場合、現在、本法の処罰対象となり得ますか。この問題については、コスプレ業界から、逮捕されるかどうか分からないということで、危惧の声が上がっています。是非明確な答弁、YESかNOでお答えください（法務省）

→ ケースバイケース、本人の意思が尊重される

- ★ それでは、コスプレ写真をアップロードすることについては違法性が全くないとの認識で宜しいでしょうか。YESかNOでお答えください

→（同じ）

- ・ この法律では児童である被害者を守るはずのものが、自らが加害者になってしまうという大変おかしな法律になっています。

- ★ 今後、単純所持が禁止された場合、性的目的で3号ポルノに該当するコスプレ写真を持つことで罰せられる可能性は有りますか。可能性の有無をYESかNOでお答えください（発議者）

→ 可能性はある

4 興奮の主体

- ★ 衆議院での議論での国重委員への林政府参考人の答弁として「現行法の二条三項二号及び三号にいます「性欲を興奮させ又は刺激するもの」といいますのは、これは一般人を基準に判断すべきものと解されていると承知しております。」というものがありましたが、一般的に3才の男児や女児に対して性欲を興奮するということは考えづらいわけですし、3才の男児や女児は本法律の対象外となるのでしょうか。YESかNOでお答えください。（発議者）

→ 対象となる。裁判例もある → 椎名さんがどう答えても法務省にそれで間違いはないか要確認

- ★ すると、衆議院での答弁における一般人というものはどのように理解したら良いのでしょうか。私は3才の性的虐待のシーンを見て顔を背けることはあっても、興奮することはないのですが、私は一般人ではないのでしょうか。（法務省）

→ XXX

★今の曖昧な答弁をお伺いする限り、2号および3号ポルノについては、一般人ではなく、誰か一人でも興奮したら児童ポルノになってしまうという認識となるのでしょうか。（法務省）

→？

・そもそも、何才であれ性的虐待を受けている児童のビデオを見て興奮することが一般的なのでしょうか。私はそうは思わないですが、発議者どうでしょうか。（発議者）

→？

・また、親が自分の子どもの成長の記録としてFacebook等にアップした、子どもの水浴び写真を同様の様々な写真をインターネットから収集してPC上に保管する場合は児童ポルノに該当するということが間違いなのではないのでしょうか（法務省）

→間違いはない

★この場合、親は提供罪に問われないとのことであったので、一つの子どもの写真を取っても、持つ人によって児童ポルノと認定されたり、認定されなかったりするという理解で間違いなのではないのでしょうか（法務省）

→？

5 個人法益と社会法益

★これまでの質疑で明らかになったのは、法律は児童を守ることを目的としているが、実際に被害を受けている児童を守っておらず、何を守っているのかが分からない状態になっています。この法律は被害者を守るという「個人法益」の法律ということで間違いなのではないのでしょうか（発議者）

→個人法益以外に社会法益もある

★また、社会法益を認めるとすると、動画や画像で「被写体は特定出来ないが18才未満に見える」なども児童ポルノであると認定される可能性があります。その通りで間違いなのではないのでしょうか。YESかNOでお答えください（警察庁）

→そういったものは児童ポルノではない。ただし、特定出来なくても明らかに10才に見える児童の場合は児童ポルノとされることもありえる

・タナー法は年齢を証明する科学的な手法として有効であると考えているか（警察庁）

→有効だと考えている

・では、「児童を性的対象とするようなマンガ」「18才以上であるが、18才未満の演技をしている」はどのように扱われるのでしょうか。

→本法では対象外

・また、3号ポルノに該当する芸術作品を性的目的で所持した場合はどうなるのでしょうか。サンタフェのようなものを性的目的でもった場合です。（法務省）

→要件に該当する場合は処罰対象になりうる、芸術性が高ければ、興奮する度合いが低くなる

・中途半端な立法で、提出されただけで、現場では萎縮効果などが起こっています。是非、再度の見直しをお願いします。

6 インターポール

★インターポール等の指摘でも、児童ポルノという呼称を使うことで、児童に対する性的搾取や虐

待ということが矮小化されてしまい、用語自体が適切でないとの指摘があります。一般的に、児童ポルノという単語と児童に対する性的搾取や虐待という観点では、児童ポルノという単語の方が、意味する範囲が狭いように思うが、どう考えるか（発議者）

→ 一概に言えない？

- ・ 先ほどの質疑にあったように、児童ポルノの意味する範囲が児童虐待より狭すぎるため問題があると思います。

7 目的に基づく名称変更

★ 以上の質疑から明らかであったように、児童ポルノという名称や定義が適切で無いため、実際に被害を受けている児童を守ることができず、現場でも混乱が起きている。ついては、今後、児童ポルノという名称を「子どもの性虐待の記録」等に変更し、それ自体の定義も、肌の露出具合や興奮具合ではなく「性的虐待の有無」にすることが、本質的な解決策となるはずで。

★ こちらにも、「児童ポルノという名称を変えるべき」という13,000人を越える署名があります。これは全国会議員に届けられています。こういった世論も踏まえ、児童ポルノという名称の変更についていかがでしょうか。（発議者）

→ 慎重に検討する

■ 単純所持

8 性的目的以外の単純所持

★ 続いて、単純所持の問題についてお伺い致します。性的目的でない、合理的の理由のある所持であった場合、3条2項については、削除や廃棄等の具体的義務を課すものではないとの認識あるが、民法709条に関連して3条2項に基づいた損害賠償請求はされる可能性はありますか（発議者？法務省）（【参考】民法709条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。）

→ 民事上可能がある？ない？

- ・ 本条文により児童ポルノが違法であるとすると、「具体的に廃棄又は削除をしないと、民事上の責任を問われる可能性があるのではないか（発議者？法務省？）

★ 引き続き警察庁にお伺いします。所持していることが明らかであっても、性的目的であるかどうか、合理的な理由があるかないかが分からない段階で、本法に違反するかの捜査を行うことはありますか（警察庁）

→ ある？

- ・ 性的目的での単純所持は処罰の対象となりますが、捜査し自白を迫る前にはどのように、性的目的で所持していると判断するのでしょうか（警察庁）

→ 自己の意思にもとづいて保管するに……

- ・ 一般的には、それらの情報を入手するには個人のPCを押収するか、プロバイダーや販売サイトの協力がないと難しいと考えます。幅広く捜査することで別件逮捕が疑われたり、主観的要件を自白で強要し冤罪に繋がることはないのか。また、プライバシーの侵害に当たらないのでしょうか。（警察庁）

→ 注意して捜査する

9 事前の廃棄命令

- ★ 京都府や栃木県などの条例では、児童ポルノの単純所持については、行政による事前の廃棄命令が存在します。今回、本改正案の中で事前の廃棄命令についての検討はなされたのでしょうか（発議者）

→ したが、合意に至らなかった

10 PCフォルダ

- ・ PCに保有する画像ファイルについて、個別のケースでお伺いしたいと思います。性的目的単純所持が施行後、成人ポルノ画像が大量に集められたフォルダの中に、一部児童ポルノに該当するファイルが含まれていた場合、児童ポルノ禁止法で処罰可能性はあるのか（発議者）

→ ケースバイケースだがその可能性が高い

- ★ 関連して、PC上で削除するとは具体的にどの状態を指すのか（発議者）

→ ゴミ箱に入れているだけではダメで、ゴミ箱から削除している場合は特段の事情が無い限り廃棄と見なされる

- ★ ゴミ箱から削除した状態でも、削除ファイル復元ツールをインストールしている場合は、削除と見なされないという認識で良いか（発議者）

→ その通り

■ ISP

11 Share

- ★ 続いて発議者にお伺いします。16条の3におけるインターネットの利用にかかる事業者には捜査機関への協力やファイルの削除についての努力義務を課しています。それは、誰を想定しているのでしょうか（発議者）

→ ISPと掲示板運用会社など

- ★ 海外にサーバーがある海外の会社についても、16条3に含まれるのでしょうか。

→ ???

- ★ 今回の改正案ではインターネットプロバイダーに捜査機関への協力についての努力義務を課しています。

- ・ 各都道府県警察はサイバーパトロールの中で、P2P（ぴあーつーぴあ）ソフトの通信を監視し、児童ポルノをキャッシュフォルダに持っている人のIPアドレスを収集していると聞いていますが、これらのIPアドレスから、個人情報の提供を各警察が各ISPやICSA（イクサ；一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会）に求める可能性はあるのでしょうか（警察庁）

→ 可能性はある

- ★ 4月にお伺いした時点で、各都道府県警察は「児童ポルノファイル22件に対するハッシュ値」と「ファイル共有ソフトShare上でキャッシュフォルダに当該ファイルを入れている人のIPアドレス」を把握していると聞いております。IPアドレスが分かるということは、プロバイダーまでは特定出来ますから、それらのIPアドレスに付随する個人情報の提供を当該プロバイダーに求め、その情報に基づき捜査を行なうという可能性はあるのでしょうか。単純所持の罰則が施行された後の話で

お答えください。(警察庁)

→ 可能性はある

12 オンラインショッピングサービス (楽天等)

★ 楽天市場やYahoo!ショッピングに代表されるようなオンラインショッピングサービスを提供する会社も本法による、捜査機関への協力の努力義務を負うのでしょうか (発議者? 総務省?)

→ 含まれる

★ ショッピングモールが含まれるとすると、本法が施行される1999年以前に合法的に流通していた書籍等の購入情報を、ショッピングモールへ提出要請をし、その購入者リストを元に捜査を行うという可能性は全くないと言い切れるのか (警察庁)

→ それはしない

★ 似た例で、奈良県の事例では、単純所持の条例が施行される前の購入者情報を捜査の過程で入手し、その情報をもとに (任意の) 自宅捜索を行い、送致され、略式起訴に至っているがこういった捜査は今後もあり得るのか

→ ありえる

13 オンラインストレージサービス (DROPBOX)

★ オンラインストレージ事前にお伺いした限りではDropboxやEvernote、Google Driveに代表されるようなオンラインストレージサービスで、日本にサーバーがあり、アップロードされたファイルをインターネット上で広く公開出来る機能を持っているサービスについては、本法の対象となり、「ファイル削除やブロッキング」および「捜査機関への協力」についての努力義務を負うことで間違いないか (発議者)

→ 間違いない?

★ また、プロバイダーやサーバー管理者に削除義務を課すのであれば、こういったオンラインストレージサービスを運用する会社にも、サーバー上のファイルを随時監視し、削除を行う必要があるのでしょうか (発議者)

→ ?

★ 警察は令状に基づかない形で、このようなオンラインストレージサービスに対して、管理するサーバー上に児童ポルノが含まれるかもしれないという嫌疑に基づいて、ある特定の人のクラウド上の情報公開などの捜査協力を求める可能性は全くないのでしょうか (警察庁)

→ 可能性はある

14 警察の捜査権拡大と通信の秘密

★ 本件は、電話や信書ではなく、インターネット通信に対する、通信の秘密を制約する最初の立法になるかもしれませんが。これらの電気事業通信社に対して、通信記録に関する情報を提出させることは、電気通信事業法4条、そもそも憲法21条の通信の秘密を犯すことにならないのでしょうか (総務省? 法務省?)

→ ならない

・ オンラインストレージサービスにPC内のデータを全て預けているという人は少なくない。プライバシーが詰まったものを警察が丸ごとのぞき見するというのは、捜査権の濫用に当たると考えます

- ★ 仮に、児童ポルノの捜査の過程で、他の犯罪に結びつくものが見つかった場合、容疑を切替えて捜査を進める可能性は有るのか。それは別件捜査につながらないのか（警察庁）
 - 一般論としてある
- ★ 特に、児童ポルノの定義が曖昧なままでは、捜査の名目で人のPCの中身までのぞき見ることは、法案提出者として、そこまで捜査権の拡大を望んでいるのか（発議者）
 - 望んでいない

■ マンガ・アニメ

15 今後の規制

- ・ 衆議院の法務委員会でも多く議論された、マンガ・アニメ・CGに対する規制についてお伺いします。今回の改正案では、当初検討されていた附則にマンガ・アニメ・CGに対する規制の調査研究がなくなりましたが、その経緯を教えてください（発議者）
 - 検討の結果無くなった

16 児童保護に関する施策の検証

- ・ また、マンガ・アニメ等に関する規制に繋がる可能性のある話として、「社会保障審議会」「犯罪被害者等施策推進会議」について、お伺いします。今回、改正案では両審議会・推進会議に「関係行政機関に意見を述べる」という権限が付与されることになりました
 - ★ そこで、各審議会・推進会議の事務局にお伺いします。従前より、性的虐待を受けた児童に対する児童の保護に関する施策は行っているかと思えます。改めてお伺い致しますが、児童が被害を受けないようにする予防措置については、審議会の対象外ということで認識をしていますが間違いございませんでしょうか。具体的に申し上げますと、児童に対する性被害を防止するためのマンガ・アニメ等と性被害との研究等が行われる可能性があるのでしょうか。それぞれお答えください（内閣府・厚労省）
 - 可能性はない
 - ・ では、政府全体でも漫画アニメと性被害の調査研究について、今までに行った事実はありますか？また、今後行う予定はありますか（内閣府）
 - 今までもないし、今後もない

17 自主規制への期待

- ★ 発議者としてではなく、個人的な考えとして、今後、マンガ・アニメ・CGに対する創作物の規制を本法や他の法律で行っていくことについての必要性はあると考えるか（福田議員）
 - ものによっては規制する必要がある
 - ★ 本法が通ることにより、あるいは、議員立法の「子ども・若者育成支援推進法」の青少年健全育成基本法への改正案など、今後、アニメやマンガ、ゲーム業界が自粛をすることにより、児童を性の対象として見る風潮が低くなることを期待するか（福田議員）
 - 自粛してもらえるとありがたい
 - ・ 表現の自由は非常に重要な権利であり、これが不当に侵害されるようなことがないようにしてほしい

18 政府内での今後の検討（名称・法律の統合）

- ★ 本当に性的虐待を受けた児童のことを考えるのであれば、まず、児童ポルノという名称の使用を改めていくべきであると考えます。政府内で「児童ポルノ」という名称の使用を「子どもの性的虐待の記録」等に変更するお考えはないか（内閣府）

→ 慎重に検討する

- ・ 児童ポルノ禁止法、虐待防止法、児童福祉法等の関連法律を一度整理統合したほうが良いと考えるが、厚労省としての考えはどうか（厚労省）

→ 慎重に検討する

- ・ 最後に、真に被害児童の為になる法律であるので、当たり前のことながら、性虐待された児童を保護すると同時に表現の自由などを制限しないようお願いを申し上げて質疑を終わります